

多度津町農業委員会議事録

令和3年7月16日午前8時54分より午前9時31分、多度津町農業委員会の会議を多度津町役場2階第一会議室において開催する。

その状況は次のとおり

- | | |
|-------|---|
| 議案第1号 | 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借解約通知について |
| 議案第2号 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| 議案第3号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議案第4号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について |
| 議案第5号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づく農用地利用配分計画案に対する意見の決定について |
| 議案第6号 | 農用地利用集積計画の変更について |
| 議案第7号 | 農業経営改善計画認定申請について |
| 報告 | その他 |

出席状況

出席委員

農業委員（13名）

議長	大西和芳
職務代理者（2番）	土田敏雄
職務代理者（3番）	山崎義行
4番委員	三野敏彦
6番委員	斯波明美
7番委員	矢野和幸
8番委員	中村稔
9番委員	秋山義充
10番委員	伊達和博
11番委員	山崎賢三
12番委員	篠原壽雄
13番委員	西山正美
14番委員	細川清二

農地利用最適化推進委員（8名）

1番委員	堀家徹
2番委員	眞鍋憲明
3番委員	中北一郎
4番委員	大谷泰則
5番委員	山地文
6番委員	池田一普
7番委員	村井文教
8番委員	宮武良充

欠席委員

農業委員（1名）

5番委員

横關幹夫

農地利用最適化推進委員（0名）

農業委員会事務局職員

事務局長	海田 康弘
農地係長	吉田 清司
主任主事	中西 祐太

審 議 内 容

- 事務局長 ただいまから多度津町農業委員会定例会を開催いたします。
初めに、大西会長よりご挨拶を申し上げます。
- 会長 (挨拶)
- 事務局長 ありがとうございます。
続きまして、本日の出欠状況についてですが、横關委員さんが所用のため欠席との連絡がありましたので、ご報告いたします。本日は農業委員14名中13名が出席していますので、多度津町農業委員会会議規則第6条の規定にあります委員の過半数に達していますので、本会が成立していることをご報告いたします。
続きまして、議長の選出についてですが、多度津町農業委員会会議規則第4条に、会長は議長となり議事を整理することになっていますので、大西会長にお願いしたいと思います。
- 議長 それでは、早速進めさせていただきたいと思います。
まず最初に、本日の署名委員さんを私のほうから指名させていただきます。7番の矢野委員さん、8番の中村委員さん、よろしく願いいたします。
続きまして、昨日の小委員会の報告を大谷推進委員さんのほうからよろしく願いいたします。
- 大谷委員 それでは、事前調査ということで、昨日小委員会のほうで事前調査を行ってきました。事前調査ということで、議案としては第2号議案の1件と、第3号議案の1件ということで、2か所のところを見てまいりました。いずれも、特に問題にするようなことはなかったように思います。2号議案につきましては、共同住宅の新築のための農転ということで、●●●●ができるみたいです。特に、大きな道路に面したところなので、問題はないかなというふうに思います。
それから、3号議案の件につきましては、これは承認の期限が参りますので、その延長ということで、もう既にこの書面に書かれているとおり水稻の作付が終わっておりまして、条件どおりのことは出されているのかなというふうに思いました。
以上でございます。
- 議長 ありがとうございます。
ただいま昨日の小委員会の報告をいただきましたけども、この件につきまして何かご意見、ご質問等がありましたらよろしく願いしま

す。

特にございませんか。

(なし の声あり)

議長 ないようですので、議案の審議のほうに入りたいと思います。

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借
解約通知について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号をご覧ください。

【議案第1号1番から2番について 議案書を基に朗読】

補足としまして、番号1番、番号2番の解約理由につきましては耕
作者都合になります。

以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいま説明がありましたけれども、ご意見、ご質問等があればよ
ろしくお願いいたします。

ございませんか。

(なし の声あり)

議長 ないようですので、議案第1号につきましては報告案件というこ
とで、ご理解いただきたいと思います。

続きまして、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請につ
いて、事務局よりご説明をお願いします。

事務局 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について。

【議案第2号1番について 議案書を基に朗読】

番号1番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明しま
す。

農地の区分と目的につきましては、農業振興地域の農地ではありま
すが、農用地とはなっていないいわゆる白地であり、第2種農地であ
ると判断しております。転用理由としては、共同住宅2階建て1棟と
なっておりまして、まず農地の区分と目的につきましては適当である
と判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は令和3年9月1日、工事
完了が令和4年3月31日となっており、転用の確実性は認められま
す。資金計画ですが、造成費、建築費といたしまして合計7,360
万円となっており、資金証明書を添付しております。転用面積につ
いては1,000平米以下のため、開発許可の協議には該当いたしません。

以上、1件につきまして、今回の転用は集団農地を分断するものではないと考えられ、また被害防除計画も適切であると考えられるため、周辺の農地に支障はないことなどから、許可要件を全て満たしていると考えております。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま説明がありました議案第2号につきまして、ご意見、ご質問よろしく願いいたします。

ございませんか。

(なし の声あり)

議長

ないようでございますので、議案第2号につきまして承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長

ありがとうございました。異議なしということで、議案第2号を承認といたしたいと思っております。

続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について。

【議案第3号1番について 議案書を基に朗読】

番号1番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

農地の区分と目的につきましては、都市計画法の用途地域内であることから、第3種農地であると判断しております。転用理由として営農型太陽光発電となっております。まず農地の区分と目的につきましては適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、10年間の一時転用となっており、工事の転用時期につきましては令和3年9月18日、工事完了が令和13年9月17日となっておりますので、転用の確実性は認められません。資金計画ですが、撤去費といたしまして合計120万円となっております。資金証明書を添付しております。転用面積については1,000平米以下のため、開発許可の協議には該当いたしません。

補足といたしまして、営農型太陽光設備については、一時転用の申請になります。農地転用面積についてですが、土地面積は909平米になりますが、杭62本で面積0.28平米、引込み柱1本で0.13平米、合計0.41平米となります。また、前回許可の一時転用期

間が令和3年8月31日までとなっており、新規での工期延期の申請となります。

以上、1件につきまして、今回の転用は集団農地を分断するものではないと考えられ、また被害防除計画も適切であると考えられるため、周辺の農地に支障はないことなどから、許可要件を全て満たしていると考えております。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま説明がありましたが、ご意見、ご質問がありましたらよろしくをお願いします。

はい、どうぞ。

13番委員

営農型の太陽光発電というのを、ちょっと説明してもらいたいなと。どういう形でどういうふうに行っているのですか。

事務局

通常、太陽光発電設備となれば地上低くパネルを敷き詰めて、永久転用になるのですが、今回の申請につきましては上空でパネルを設置して、地上では水稲であるとか、ミョウガであるとか、作物を作りながらの発電です。営農型発電設備となれば一時転用、先ほど私が説明したように、杭であるとか、引込み柱の部分だけが一時転用の扱いになり、その他は農地として使用していただく。毎年明け頃に、年間の作物の報告を申請者から提出していただいて、農業委員会のほうから県の農政課へ報告するようになっております。県内ではあまりないのですが、例えば善通寺市であるとか飯山町にも多々見られます。多度津では、現在●●さんのところだけで2件ほどやられております。簡単ですが、説明になります。

13番委員

分かりました。毎年の生産したものを報告しなければいけないのですか。

事務局

そうです。昨年、当初の申請がミョウガだったのが水稲に変わったので、事業計画変更の申請があり、それをもって、これからは水稲の報告を毎年上げていくというふうになります。

13番委員

ああ、そういうふうになるのですね。ちなみに、生産力が多い少ないは関係ないですか。

議長

実績があったらいけます。

事務局

そうですね。実績としては上げていただいているのですが、普及センターの確認があったりとか、そこで作物をちゃんと作っていたら特段問題はありませぬ。荒れてたりしたらこの報告が上げられなくなるの

で、農業委員会事務局からもお願いしますと伝えていますが、現状では水稻もきちんとしっかりやられていますので、特段問題はないかなと思います。

議長 どうぞ。

13番委員 この電力というのはどうするわけですか。営農型、農業に使うわけじゃないですね。

議長 差し支えなかったら、本人の●●委員さんがおいでますのでお願いします。

推6番委員 全額売電です。

私は水稻ですけど、大体営農型をする前とほとんど収穫量は変わっていません。ちょっと病気が当初は心配だったんですけど、今のところそれも出ていません。大体、日光量が減ると2割減、3割減になると言われているんですけど、今のところ気温が結構高めで移行してるので、収穫分はそんなにマイナスにはなってない。これの第1のメリットは固定資産税です。宅地で発電するのと営農型で発電するのでは、固定資産税が全然違います。

13番委員 なるほど。今、安くなってるから何かメリットがあるのかなと。これは、建てたときの値段でいくわけですか。

推6番委員 今はやっぱり安くなっていますけども、事業計画を出したときの申請時の値段です。

13番委員 何年前に出したのですか。

推6番委員 4年ぐらい前です。

13番委員 わかりました。

推6番委員 それでも大分下がってましたけどね。

議長 よろしいですか。

13番委員 はい。

議長 ほかに何かご意見、ご質問等ありましたらよろしくお願いします。特にございませんか。

(なし の声あり)

議長 ないようですので、議案第3号につきまして承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長 ありがとうございます。異議なしということで、議案第3号を承認いたします。

続きまして、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項

の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号をご覧ください。

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画になります。土地所有者が香川県農地機構へ貸付けをし、香川県農地機構が右側の覧に記されております借手へ貸付けをいたします。合計といたしまして3筆、2,118平米となっております。

以上の計画要請の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、特段問題はないかと考えます。また、農業委員会の承認を得ますと、7月20日より公告縦覧となります。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま説明がありましたけども、これにつきましてご意見、ご質問があればよろしくをお願いします。

特にございませんか。

(なし の声あり)

議長

ないようでございますので、議案第4号につきまして承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長

ありがとうございました。異議なしということで、議案第4号を承認いたします。

続きまして、議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づく農用地利用配分計画案に対する意見の決定について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号をご覧ください。

こちらは農用地利用配分計画案となっており、農業委員会において意見聴取することとなっております。香川県農地機構から、右側の覧に記されております借手へ貸付けをいたします。こちらの農地につきましては、香川県農地機構を通しての貸借が以前より設定されておりましたが、今回は借手のみの変更となります。そのため、土地所有者である貸手から、香川県農地機構への貸借は継続したままで、香川県農地機構から借手への貸借について、耕作者を変更して貸借を設定するということとなります。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま説明がありました議案第5号についてご意見、ご質問があればよろしくお願ひいたします。

特にございませんか。

(なし の声あり)

議長 ないようですので、議案第5号につきまして承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長 ありがとうございます。異議なしということで、議案第5号を承認いたします。

続きまして、議案第6号 農用地利用集積計画の変更について、事務局より説明をお願いします。

農業委員会法等に関する法律の第31条の議事参与の制限の関係で該当いたします●●委員さん、一時退席をお願いします。

(●●委員退席)

事務局 議案第6号をご覧ください。

こちらは、令和2年10月20日の定例会でご承認いただき、現在香川県農地機構を通じて貸借をしている農地です。今回、貸借期間の終期について、令和8年10月31日であったものを令和9年5月31日に変更する内容となっております。申請に至った理由としまして、こちらの貸借は麦作期間の11月から5月の期間借地となっておりましたが、当初設定していた終期が10月31日となっていたため、麦作期間の終期である5月31日に、期間の延長を当事者の合意のもと、変更しようとするものです。その他についての変更点はございません。

以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいま説明がありましたけども、この点につきましてご意見、ご質問、よろしくお願ひします。

特にございませんか。

(なし の声あり)

議長 ないようですので、議案第6号につきまして承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長 異議がないということで、議案第6号を承認いたします。

(●●委員着席)

議長 続きまして、議案第7号 農業経営改善計画認定申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 議案第7号 農業経営改善計画認定申請について。

2経営体より農業経営改善計画認定申請が町へ提出されました。農業委員会に意見を求められていますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

先日、多度津町地域農業再生協議会担い手部会を、コロナウイルス感染防止対策を講ずるため書面開催とし、審査を行い、担い手部会としては計画を承認することとしました。認定申請は2件とも令和3年8月3日で、5年間の認定期間が終了しますのでそれに伴い継続して認定を受けるための申請になります。

まず、●●●●さんの計画をご覧ください。

現在●●歳で、白方地区を中心に農地を集積し、ミニトマトやデラウェア、ピオーネ、シャインマスカットを生産されています。5年後の目標としましては、ミニトマトの生産量を増やすとともに、ブドウ類については苗木が古く、改植、新植を行いながら規模拡大の計画になっています。目標達成のために、現在農地の高低差の解消や園内道の整備、農機具の導入を図っています。

次に、●●●●●●●●●●●●●●●●の計画をご覧ください。

青木地区で水稻、小麦、大豆を中心に営農されております。5年後の目標としましては、水稻あきさかりや転作小麦、大豆の作付面積を拡大する計画になります。目標達成のために現在農地管理システムを導入し、農地や栽培品目をパソコンやタブレットで管理できるように図っています。

説明は以上になります。

議長 ありがとうございます。

ただいま説明がございましたこの点につきましてご意見、ご質問、またよろしくお願ひします。

特にございませんか。

(なし の声あり)

議長 ないようでございますので、議案第7号につきまして承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長 異議がないというふうなことです。議案第7号を承認いたします。ありがとうございます。

以上で議案のほうは終わったわけでございますけども、続きまして事務局のほうからその他についてよろしく申し上げます。

事務局長

事務局より3点ご報告させていただきます。

1点目は来月分の農地機構貸借案件について、2点目は令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び、令和3年度活動計画について、3点目は認定電気通信事業者が行う中継施設の設置に係る農地転用について。

事務局

【その他3点について事務局より説明】

事務局長

引き続き、来月の予定についてご報告いたします。

8月の小委員会は、19日木曜日の午前9時から第1会議室で行います。当番委員は5番横関委員、推進委員は5番山地委員にお願いしたいと思います。

定例会は、20日金曜日の午前9時から第1会議室で行います。署名委員は9番秋山委員、10番伊達委員、11番山崎委員のうち2名の方をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

事務局からは以上です。

議長

以上で終わりましたが、全体にわたりまして何かご意見、ご質問等ありましたらよろしく申し上げます。

特にございませんか。

(なし の声あり)

議長

ないようですので、これで閉会させていただきたいと思います。

本日はどうも大変お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。